

高松市水路等施設の無償譲受要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、開発行為により設置される水路等施設を高松市が管理する公共施設として、無償譲受をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 開発行為 主として建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の建築又は都市計画法（昭和43年法律第100号。）第4条第11号に規定する特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

（2） 水路等施設 雨水及び雑排水を排除するために設けられる排水施設（かんがい用排水施設を除く。）又は当該施設を補完するためのポンプ施設及び水門等施設であって、現に必要性が認められるものをいう。

（譲渡施設の条件）

第3条 市に無償で譲渡する水路等施設（以下「譲渡施設」という。）は、次に掲げる全ての条件に適合しなければならない。

（1） 下水道法（昭和33年法律第79条）第4条第1項に規定する公共下水道設置の事業計画を定めている区域（以下「下水道事業計画区域」という。）外に設置されたものであること。

（2） 譲渡施設は、公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に接続され、公共用水域の水質が保全されるものであること。

（3） 次条に定める「譲渡施設の構造基準」に適合するものであること。

（4） 譲渡施設が設置される用地（以下「譲渡施設用地」という。）は無償で譲渡されるものであること。

（5） 譲渡施設用地内に、水路等施設以外の物件が存しないこと。

（6） 譲渡施設及び譲渡施設用地を市に無償で譲渡することについて、譲渡

施設用地の土地所有者及び利害関係人から承諾を得ているものであること。

(7) 譲渡施設用地の隣接地においては、譲渡施設の更新時に隣接地の構造物に影響が生じないように、隣接地内に必要な深さの擁壁を設置するなどの対策を講じること。

(8) 譲渡施設に損傷、不陸等の不具合（譲渡施設の構造に影響を及ぼさないヘアークラック等は除く。）がないこと。

（譲渡施設の構造基準）

第4条 譲渡施設の構造基準は、次に掲げるものとする。

(1) 排水施設の維持管理が容易となるよう、水路壁、水路底の三方がコンクリート製で底が平坦なU型の開水路であること。

(2) 開水路の内寸幅は、原則として、600ミリメートルとすること。ただし、600ミリメートルを超える内寸幅が必要な場合は、必要最小限とすること。

(3) 開水路の内寸高は、内寸幅に対して異常に扁平でないこと。

(4) 開水路の勾配は、3.0パーミル以上とすること。

(5) 譲渡施設用地の幅員は、900ミリメートルとすること。ただし、開水路の内寸幅により、900ミリメートルを超える場合は、必要最小限の幅員とすること。

（申請）

第5条 譲渡施設の所有者は、当該施設を市に無償で譲渡しようとするときは、正副2通の水路等施設の無償譲渡申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 譲渡施設用地の土地所有者の承諾書（様式第2号）

(2) 譲渡施設用地の土地所有者の印鑑登録証明書

(3) 譲渡施設用地の登記簿謄本及び公図の写し

(4) 水路等施設の利害関係人の同意書（様式第3号）

(5) 譲渡施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図及びしゅん工図書

(6) その他市長が必要と認める書類

(事前協議)

第6条 前条の規定による水路等施設の無償譲渡申請書を提出しようとする者は、事前に譲渡施設に損傷、不陸等の不具合がないことを確認できる書類を添えて、市と協議しなければならない。

(結果通知)

第7条 市長は、無償譲受を決定したときは、水路等施設の無償譲受決定通知書（様式第4号）により、当該譲渡施設の所有者に通知するものとする。

(かし担保)

第8条 かし担保の期間は、第7条の規定による通知をした日から2年とする。ただし、故意又は重大な過失があった場合は、10年とする。

(第三者に対する責任)

第9条 水路等施設の無償譲受に起因して生じた第三者との紛争は、全て申請者の責任と負担において、当該申請者が解決するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、水路等施設の無償譲受に必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第3条第3号の規定は、令和3年4月1日以後に開発行為の許可を受けた開発行為に係る水路等施設の無償譲受について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第3条第5号の規定は、令和3年4月1日以後に開発行為の許可を受けた開発行為に係る水路等施設の無償譲受について適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

〒
申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

水路等施設の無償譲渡申請書

次のとおり、水路等施設を無償譲渡したいので、高松市水路等施設の無償譲
受要綱第 5 条の規定により申請します。

1 開発許可年月日及び許可番号

2 水路等施設の内容

3 水路等施設の所在地

4 譲渡の理由

5 添付書類

（1）譲渡施設用地の土地所有者の承諾書

（2）譲渡施設用地の土地所有者の印鑑登録証明書

（3）譲渡施設用地の登記簿謄本及び公図の写し

（4）水路等施設の利害関係人の同意書

（5）譲渡施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図及びしゅ
ん工図書

（6）その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

〒
土地所有者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

譲渡施設用地の土地所有者の承諾書

次の土地を 年 月 日に高松市に無償譲渡しますので、所有権
※
移転登記をすることを承諾します。

所 在 地	地 目	面 積
		m ²

（※の年月日は空欄とする。）

年 月 日

（宛先）高松市長

〒
利害関係人の代表者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

水路等施設の利害関係人の同意書

当該水路等施設を高松市に無償譲渡すること及び無償譲渡後において、引き続き、利害関係人により、当該水路等施設の清掃、しゅんせつ等の日常的な維持管理を行い、正常な水路機能を維持することについて、同意します。

- 1 水路等施設の内容
- 2 水路等施設の所在地
- 3 水路等施設の利害関係人

住 所	氏 名	⑩
〒 TEL		
〒 TEL		
〒 TEL		
〒 TEL		

様式第 4 号（第 7 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

水路等施設の無償譲受決定通知書

年 月 日付けで申請のありました水路等施設については、審査の結果、次のとおり無償譲受することを決定しましたので、高松市水路等施設の無償譲受要綱第 7 条の規定により通知します。

1 水路等施設の内容

2 水路等施設の所在地

3 特記事項

- （１） かし担保の期間は、水路等施設の無償譲受の通知の日から 2 年とする。
ただし、故意又は重大な過失があった場合は 1 0 年とする。
- （２） 水路等施設の無償譲受に起因して生じた第三者との紛争は、全て申請者が責任と負担をもって解決すること。